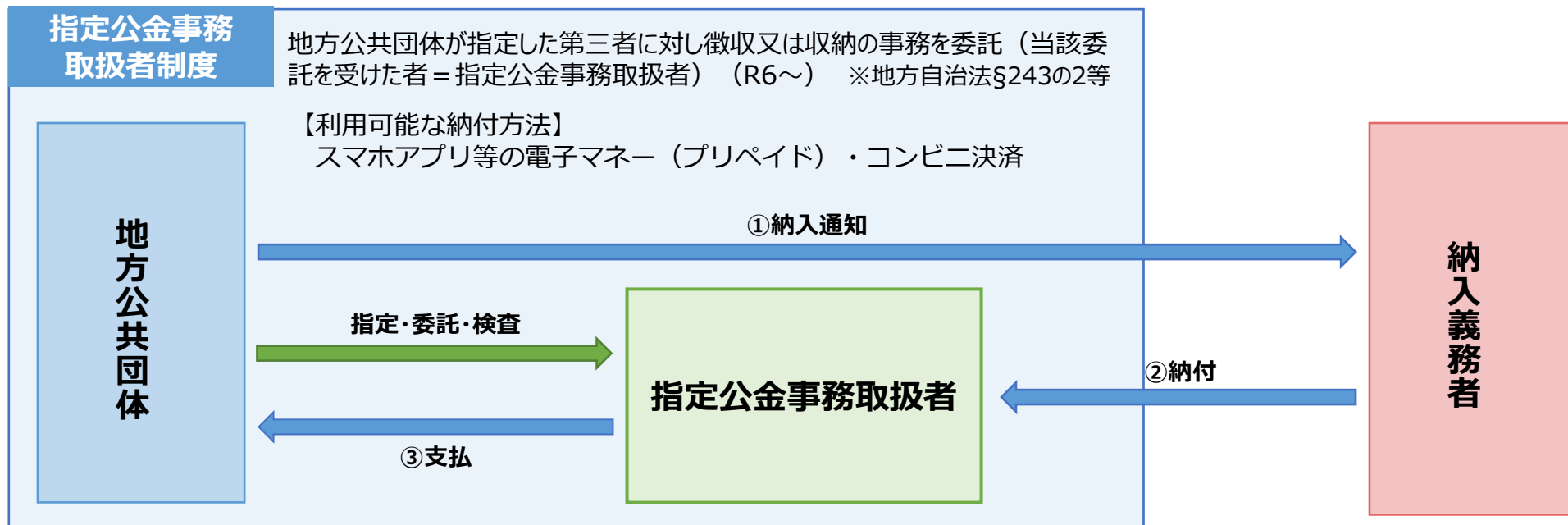


地方公共団体におけるコンビニエンスストアへの 収納事務の委託について

令和 6 年 1 0 月 9 日 (水)
総務省自治行政局行政課

地方公共団体以外の者に公金収入を行わせている制度

- 地方公共団体の公金収納については、地方自治法上、私人の取扱いを原則禁止しているが、例外的に収納等の事務の委託を可能とする**指定公金事務取扱者制度**が規定されている。この制度により、**住民は、コンビニ等において、公金を納付することが可能となっている。**



■地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（指定公金事務取扱者）

第二百四十三条の二 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第二百四十三条の二の六までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

2～4 （略）

5 指定公金事務取扱者は、第一項の規定により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

6・7 （略）

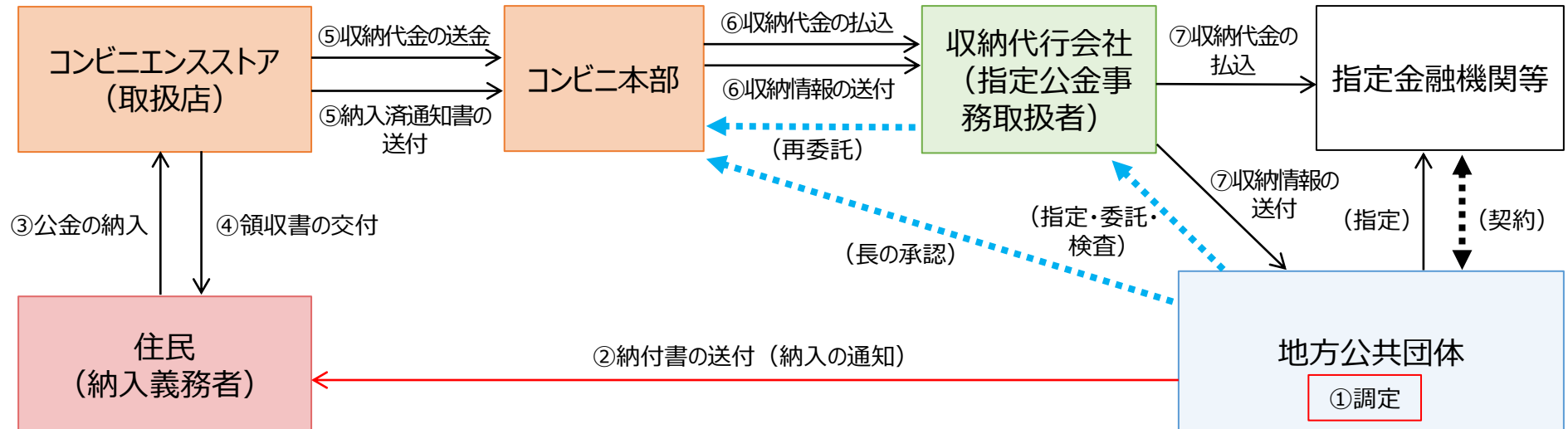
8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。

9・10 （略）

指定公金事務取扱者制度によるコンビニ収納の例

- 地方公共団体においては、公金納付に係る住民の利便性の向上や収納率の向上による公金確保の観点から、公金収納の事務をコンビニエンスストアに委託している。
- コンビニ収納を行うに当たって、地方公共団体が個々のコンビニエンスストアから収納情報の送付を受け、管理することは煩雑かつ困難であることから、一般に、「複数のコンビニエンスストアからの収納情報及び公金の取りまとめ」や「収納情報及び公金の仕分け、地方公共団体及び指定金融機関への送付」を収納代行会社に行わせており、収納代行会社からコンビニエンスストア各社への委託が行われている。
- 地方公共団体が指定公金事務取扱者に収納事務を取り扱わせた場合には、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない（地方自治法第243条の2第8項）こととされている。

【コンビニ収納の主な流れ】



コンビニエンスストアへの収納事務の委託に係る関係書類の保管に関する実態調査の結果について①

○ 令和6年9月に、コンビニエンスストアへの収納事務の委託に係る納付書・領収済通知書等の収納関係書類の保管に関する実態を把握するため、47都道府県、20指定都市、その他県庁所在市（31市）を対象に、標記調査を実施。

- ＜主な調査項目＞ ①コンビニへの公金収納事務の委託の有無 ②紙で保管することを義務付けているか ③保管年限
④指定公金事務取扱者に対する検査事項 ⑤（紙での保管を義務付けていない場合）電子で保管することを義務付けているか
⑥紙での保管を求めないこととした場合の支障の有無

【調査結果の概要】

団体区分	①コンビニエンスストアに公金の収納事務を委託している団体数	②①のうち収納関係書類を紙で保管することを義務付けている団体数	③②と回答した団体における保管年限		
			5年間	3年間	3か月
都道府県	46団体 (97.9%)	41団体 (89.1%)	40団体 (97.6%)	1団体 (2.4%)	0団体 (0.0%)
指定都市・ 県庁所在市	50団体 (98.0%)	47団体 (94.0%)	46団体 (97.9%)	0団体 (0.0%)	1団体 (2.1%)
合計	96団体 (98.0%)	88団体 (91.7%)	86団体 (97.7%)	1団体 (1.1%)	1団体 (1.1%)

※コンビニ本部において5年間、コンビニ店舗において3か月保管することとしている場合等を含む

＜紙での保管を義務付けている理由＞

- ・ 収納事故が発生した場合に、納入済通知書により納付の事実を確認できるようにする必要があるが、その際、スキャンデータでは読取不良等により確認ができないおそれがあるため。
- ・ 指定公金事務取扱者に対する検査において、納入済通知書の保管状況や領収印について確認を行うため。
- ・ 地方公共団体やコンビニ業界からの要望、納付者からの照会や収納事務ミスへの対応を踏まえて、収納代行会社が定めている事務処理要領において、紙で保管することが定められているため。

＜保管年限を5年間としている理由＞

- ・ 当該地方公共団体の会計関係書類の文書保存年限を踏まえて設定しているため。
- ・ 地方自治法第236条に規定されている金銭債権の消滅時効の期間としているため。
- ・ 地方公共団体やコンビニ業界からの要望、納付者からの照会や収納事務ミスへの対応を踏まえて、収納代行会社が定めている事務処理要領において、保管年限が5年間と定められているため。

コンビニエンスストアへの収納事務の委託に係る関係書類の保管に関する実態調査の結果について②

【調査結果の概要】（続き）

④指定公金事務取扱者に対する主な検査事項

- ・ 領収済通知書の情報と収納件数や収納額等の報告データが一致しているかを確認している。
- ・ 領収印の有無や収納日・収納店舗等の内容を確認している。
- ・ 紛失や情報流出がないように適切に保管されているかどうかを確認している。

団体区分	⑤紙で保管することを義務付けていない団体において、スキャン等により電子的に保存することを義務付けている団体数	⑥紙で保管することを義務付けない場合の支障の有無	
		支障がある	支障はない
都道府県	4団体 (80.0%)	18団体 (39.1%)	28団体 (60.9%)
指定都市・ 県庁所在市	2団体 (66.7%)	20団体 (40.0%)	30団体 (60.0%)
合計	6団体 (75.0%)	38団体 (39.6%)	58団体 (60.4%)

<電子的に保管することを義務付けている理由>

- ・ 収納情報に疑義がある場合（納税者からの求め、コンビニ従業員の不正等）、証拠書類として確認を行う場合があるため。
- ・ 収納事故等あった場合に照会できるようにするため。

<紙での保管を義務付けない場合に考えられる支障>

- ・ 収納関係書類をデータによる保存等に切り換えた場合、保存データの消失等のリスクや書類確認の即時性の観点で、紙による保管と同等に実施できる担保が現時点ではとれない。
- ・ 収納事故が発生した際に、コンビニ側の有する情報と県側の有する情報を突合し調査する可能性があり、バーコード読取データでは店舗情報などの情報を直ちに入手することができない。
- ・ 納入済通知書をカラーコピーして使用した例があり、スキャン等のデータ取り込みでは、原因の追及が困難となるおそれがあるため。ただし、確実に電子的に保存されることが担保されるのであれば、支障はない。

対応の方向性

現行の取扱い

- コンビニ収納における収納関係書類の保管媒体や保管年限については、地方自治法上、特段の規定は設けられていないが、令和6年9月に総務省が実施した「コンビニエンスストアへの収納事務の委託に係る関係書類の保管に関する実態調査」の結果によれば、現状、ほとんどの地方公共団体において、紙で5年間保管する運用とされている。
- 他方、同実態調査の結果を見ると、必ずしも紙で保管しなければならない合理的な理由が認められない部分も見受けられ、実際、調査対象団体のうち**半数以上の地方公共団体において、紙で保管することを義務付けないことについて、「支障はない」と回答しているところ。**
- ただし、地方自治法や地方税法の規定に基づき、地方公共団体の金銭債権の消滅時効は5年とされていることを踏まえ、**収納事故等が発生した場合に備え、5年間は何らかの形で収納情報を確認することを可能としておくことが必要**といった意見がある。

対応の方向性

- 収納関係書類を紙で保管することを義務付けないこととした場合であっても、地方公共団体の金銭債権の消滅時効は5年とされていることを踏まえると、**収納事故等が発生した場合に備え、5年間は何らかの形で収納情報を確認することを可能としておく必要があることから、コンビニ業界や収納代行会社、地方公共団体と共に、紙以外の適切な確認方法について検討してまいりたい。**
- **その結果、適切な確認方法が整理できれば、地方公共団体が既存の仕様書、契約書等を具体的に見直すために必要な情報を提供することについて検討してまいりたい。**